

これは「わがまま」なのでしょうか？

労働者の視点に立っていますか？

JRK活動、〇〇委員会、さくら咲く等の増収活動、時間とお金もつたいたいと思つて断つたら、わがままだ」と上司から叱責された経験はありませんか？

ここで、労働契約の内容を思い出して下さい。私たち労働者は**労働力を提供し、その対価として賃金を受け取るという契約**のもと働いています。今日は遊びたいから出勤しない」職場の同僚とケンカして、気分が悪いから早退する」というのであれば、それは**契約上の義務に違反**するため、許されません。

しかし、勤務時間外の自主活動や自社商品の購入、これは契約上の義務でしょうか？断る理由がどうであれ、わがまま」と言つてしまうのは横暴ではありません。

私たちが自分の時間やお金を好きなことに使うのは、**大権**の一つであつて、**わがまま**ではありません。それでも会社の利益のために自ら協力すべきだ、というのであれば、それは契約を超えた関係、つまりは**奴隷の論理**につながっていきます。

会社で協力しないと評価を貰えない」と思う方は、**自分の時間とお金を犠牲にしないと貰えない 評価**というものは、**一体何なのか、自分なりに考えてみましょう。**

なぜ人は流されるのか？

高コンテクスト文化という言葉をご存知ですか？日本では、自己主張型の欧米と違って、**お互いに相手の気持ちを察し合うことを美德とする文化が根付いています。**学校教育を思い出して下さい。学校では、みんな同じ教室で同じことを勉強するため、クラスの調和を乱さないように、自分勝手な言動は慎み、周りに合わせて行動するように教育されます。ディベート等の授業で自分の意見を主張する機会もありますが、そこでの主張はあくまで、**みんな**から嫌われない範囲のものとどまります。このようにして、人は**空気**を読むことを覚え、自己主張を避けるようになります。**気をつけなければいけないのは、この複雑な社会において、読むべき 空気**を誤らないことです。私たち労働者が**会社の空気**を読み過ぎて、それに吞まれてしまったら、どうなるのでしょうか？

いつも仲良くしている〇〇さんの頼みだから断れない。誰か代わりに断ってくれないかな？



一人じゃ怖い...
そのために労働組合があります。



若い力

第 88 号

2018年 2月 15日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515